

「論点3 『無添加』、『不使用』表示の在り方」についての意見

2019年9月20日

消費生活コンサルタント 森田満樹

1. 「無添加」「不使用」表示は消費者に様々な誤認を与えており、現行の表示規則を見直すべきである。

現在、店頭において「無添加」「不使用」など、パッケージのおもて面に強調表示がされた商品をよく見かける。消費者庁が行った消費者意向調査によれば、これらの表示のあるものを選ぶ消費者が過半数であり、その理由として「安全に健康でよさそうなため」が最も多くあげられ、食品添加物の安全性への理解を妨げる要因ともなっている。さらにヒアリングでは、消費者の誤認を招く様々な事例があることが次のとおり示された。

- ① 「●●無添加」と表示された食品で、実は他の同種食品でもその添加物を使用していないのが一般的にもかかわらず、強調表示をしている事例
- ② 単に「無添加」と表示された食品で、実は製造工程で加工助剤等を使った原材料を用いており、本来は無添加といえない事例
- ③ 「●●無添加」と表示された食品で、実は同じような目的で他の添加物を使用しているにもかかわらず、強調表示をしている事例
- ④ 「●●不使用」と表示された食品で、実は同じ目的の代替原材料を使用しているにもかかわらず、強調表示している事例
- ⑤ 「化学」「人工」「合成」などのことばで、消費者を誤認させている事例
- ⑥ 業界ごとに公正競争規約で定める「無添加」のルールが異なるため、食品によって「無添加」の意味するところが異なる事例

以上のように事業者が行う強調表示が、実際は消費者が抱く期待とは異なりギャップを生じさせる事例がある。このことは消費者の選択を誤らせるだけでなく、消費者を誤認させないように表示を行っている事業者や、添加物や代替原材料を使用しない事業者にも不公平な状況を生み出している。これらの問題は現行の規制が曖昧なことに起因するところが大きく、直ちに見直す必要がある。

2. 現行の食品表示基準 Q&A 「加工—90」は問題があり、削除が望ましい。

現在の食品表示基準は第9条に表示禁止事項が定められているが、食品添加物の「無添加」「不使用」の表示を規制するものではない。具体的な表示規制は、食品表示基準 Q&A の（加工-90）にあるが、この内容は下記の点で問題が多い。

- ① （加工—90）の（答）の「なお書き」の加工助剤等に関する規制が遵守されていない。事業者団体ヒアリングで「食塩や砂糖にも加工助剤等で食品添加物が使用されていることを考慮すると、食品添加物『無添加』等の表示はできないはずだ」という意

見があるが、考慮しない事業者もいる。Q&Aでは食品表示基準のように明確な違反とならず、これを周知したとしても限界がある。

- ② (答)で、「『無添加』とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます」とあるが、これが「●●無添加」「●●不使用」という強調表示を広め消費者の誤認を拡大させた一因となっている。
- ③ (答)で、「同種の製品が一般的に添加物が使用されないものである場合」とあるが、この表記が曖昧で事業者によって解釈が異なり、規制となっていない。
- ④ 「加工-90」は食品表示法ができる以前の農水省のJAS法に係る「加工食品品質表示基準Q&A(第1集)」で定められたものを引き継いだものである。一定の条件を除いて、無添加と表示しても「差し支えない」というのが基本スタンスであり、食品添加物の安全性について誤認させるという観点欠けている。

以上により、「加工-90」の抜本的な見直し、または削除を検討すべきである。Q&Aの実効性を考慮すれば、削除が望ましい。また、削除だけでは無添加表示が拡大するので、新たなガイドラインを策定すべきである。

3. 新たなガイドラインの策定、食品表示基準の見直しについて検討すべき

食品表示に関するガイドラインは、これまで様々な目的で策定されてきた。たとえば「魚介類の名称のガイドライン」では魚種によって禁止の名称を定めており、消費者を誤認させる魚種名を書くことは実質的にはできない。また、農水省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では、「無農薬」「無化学肥料」の表示を禁止している。ガイドラインの策定によって、一定の表示方法について事業者が消費者を誤認させることがないよう、細則を定めることが可能となる。

添加物の「無添加」「不使用」表示のガイドライン策定にあたっては、(加工-90)の一部を盛り込み、同種の目的の添加物や代替原材料の使用を制限し、「化学調味料」など消費者の誤認を招く用語の禁止も盛り込んでもらいたい。また、無添加等の強調表示が消費者を誤認させることがあるので安易にすべきではないという前提も盛り込むべきと考える。業界ごとに「無添加」ルールが異なる公正競争規約も、ガイドラインに基づき整理されることを期待したい。

一方、ガイドラインで禁止事項を設けることはできるが罰則までを課すことはできず、実効性の観点からの課題もある。単なる「無添加」表示や、誤認を招く用語を用いた強調表示をなくしていくためには、食品表示基準の改正も視野に入れて検討する必要がある。食品表示基準第9条の表示禁止事項の項目の追加、さらに食品表示基準の第7条の任意表示として「食品添加物の無添加・不使用に関する事項」を設ける等、食品表示基準の改正が可能かどうか、あわせて検討を求めたい。

以上